

## 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 新型コロナウイルス感染症対策本部 対応経緯

(令和2年4月27日現在)

月 日	総務統括班	福祉環境班	施設建設班
1.31	<b>●「新型インフルエンザ等対策本部」に準じた対策本部体制とする</b>		
2.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合主催のイベント等に関する基本的な考え方(中止又は延期を検討する)(通知)</li> <li>組合職員に感染又は疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針(通知)</li> <li>公務出張→必要性精査(通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等の開催自粛を依頼 →東部環境管理公社</li> <li>リファーレンいなば ⇒ 体験教室中止(3月～)</li> <li>白兔グラウンドゴルフ場 ⇒ 大会中止(3月～)</li> </ul>	
3. 3			<ul style="list-style-type: none"> <li>JFEと今後の設計協議の進め方を協議 ⇒3月中の会議は中止</li> </ul>
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合有施設の臨時休業等の方針(通知)</li> <li>組合有施設の利用中止に伴う使用料・利用料(徴収しない)の取り扱い方針(通知)</li> </ul>		
3. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の臨時休業により子の世話が必要となる職員の休暇等に関する対応方針(通知)</li> </ul>		
3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染被害抑止と安全確保の徹底(副管理者通知)</li> </ul>		
3.12		<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止のための介護認定審査会等の運営方針策定(3/16～)</li> </ul>	
3.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合主催のイベント等に関する基本的な考え方(中止又は延期を検討する)</li> <li>組合有施設の臨時休業等の方針</li> <li>組合有施設の利用中止に伴う使用料・利用料(徴収しない)の取り扱い方針 ⇒ 適用期間延長(~3/31)の通知</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>現場見学会実施に係る協議 ⇒当面の開催は見送り</li> </ul>
3.24			<ul style="list-style-type: none"> <li>国英地区可燃物処理施設検討対策協議会の役員(会長、庶務)と協議会全体会の開催に係る協議 ⇒当面の開催は見送り</li> </ul>
3.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合職員に感染又は疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針(一部変更)(通知)</li> </ul>		
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合主催のイベント等に関する基本的な考え方(中止又は延期を検討する)</li> <li>組合有施設の臨時休業等の方針</li> <li>組合有施設の利用中止に伴う使用料・利用料(徴収しない)の取り扱い方針 ⇒ 適用期間延長(~4/30)の通知</li> </ul>		
4. 7	<b>★特別措置法に基づく「緊急事態宣言」(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)</b>		
4. 7			<ul style="list-style-type: none"> <li>JFEと今後の設計協議の進め方を協議 ⇒3密を防止するため、TV会議を導入する。 (4.21より実施予定)</li> </ul>

月 日	総務統括班	福祉環境班	施設建設班
4.10	・県内で感染者が確認され、若しくは感染拡大のおそれがある場合の職員配備体制(通知)		
4.10	◆新型コロナウイルス感染症陽性者(圏域内1例目)		
	●「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置(新型インフルエンザ等対策本部設置要綱)		
4.11	○施設休止等に関する協議 (総務統括班・福祉環境班、東部環境管理公社)		
	・ホームページによる周知 (施設休止等)	・施設休止依頼 →東部環境管理公社 リファレンスいなば (4/12～) 白兔グラウンドゴルフ場 (4/12～) 因幡霊場喫茶コーナー (4/13～) ⇒組織市町、葬祭業者等へ周知	
4.13		・感染防止のための介護認定審査会等の運営方針に基づく対策を強化 ⇒4/21以降開催の審査会に適用	
4.14	・感染被害防止と安全確保の徹底(通知) ・職員の公務出張及び私的旅行の自粛(通知)		
4.15	・事務局庁舎の消毒等対応要領(通知)		
4.16	★特別措置法に基づく「緊急事態宣言」(全国に拡大) 特別警戒都道府県 13(埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、愛知、岐阜、京都)		
4.17	◆新型コロナウイルス感染症陽性者(圏域内2例目)		
4.20	・感染被害防止と安全確保の徹底(副管理者通知) ・職員の公務出張及び私的旅行の制限等(通知)		
	○因幡霊場における感染防止対策に関する協議 (総務統括班・福祉環境班、東部環境管理公社)		
	・ホームページによる周知 (因幡霊場待合ホール休止)	・施設休止依頼 →東部環境管理公社 因幡霊場待合ホール (4/21～) ⇒組織市町、葬祭業者へ周知	
4.21			・JFEとのTV会議を導入実施
4.22	・学校の臨時休業により子の世話が必要となる職員の休暇等に関する対応方針(通知)		
4.27	・組合職員に感染又は疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針(一部変更)(通知)		

## 鳥取県東部広域行政管理組合 消防局 新型コロナウイルス感染症対策本部 対応経緯

(令和2年4月27日現在)

月 日	消防総務課	警防課
1.30		・全救急隊へ標準感染予防策の徹底を指示
1.31	<b>●「新型コロナウイルス感染症に関する消防警備本部」を設置</b>	
2. 5		・新型コロナウイルス感染症の消防機関における対応について(救急活動における標準感染予防策の徹底) (課長通知)
2. 7		<b>第1回東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議 出席</b> ・鳥取市保健所と東部消防局との連携について協議
2.19		・消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について(感染者等の移送車両に関する再徹底) (課長通知)
2.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における感染防止対策について(職場内の感染防止対策の徹底)(課長通知)</li> <li>・勤務体制の確保について(公立小中高等学校等の臨時休校に伴う休暇申請職員の増加に対する職員確保)(課長通知)</li> <li>・職場における感染防止対策について(職場内の感染防止対策の再徹底)(課長通知)</li> <li>・組合主催のイベント等に関する基本的な考え方(中止又は延期を検討する)(課長通知)</li> <li>・組合職員に感染又は疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針(課長通知)</li> <li>・公務出張→必要性精査(通知)</li> <li>・勤務体制の確保について(公立小中高校の臨時休校に伴う勤務体制への影響調査)(課長通知)</li> <li>・職場における感染防止対策について(職場でのマスク、手指消毒の励行等)(課長通知)</li> </ul>	
3. 3		<b>第2回東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議 出席</b>
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合有施設の臨時休業等の方針(課長通知)</li> <li>・組合有施設の利用中止に伴う使用料・利用料(徴収しない)の取り扱い方針(課長通知)</li> </ul>	
3. 5		・バリエールマスク及びN95マスクの使用について(発熱等案件へのN95マスクの積極的活用)(課長通知)
3. 6	<b>第8回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)</b> ・学校の臨時休業により子の世話が必要となる職員の休暇等に関する対応方針(課長通知)	
3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染被害抑止と安全確保の徹底(副管理者通知)</li> <li>・感染被害抑止と安全確保の徹底(消防局長通知)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症への再徹底(消防局長通知)</li> </ul>	
3.13	<b>第9回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)</b>	
3.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合主催のイベント等に関する基本的な考え方(中止又は延期を検討する)</li> <li>・組合有施設の臨時休業等の方針</li> <li>・組合有施設の利用中止に伴う使用料・利用料(徴収しない)の取り扱い方針</li> </ul> ⇒ 適用期間延長(~3/31)の課長通知	

月 日	消防総務課	警防課
3.20	第10回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
3.26	第11回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	第3回東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議 出席
3.27	第12回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長) ・新型コロナウイルス感染防止対策の強化(出勤前の検温実施と37度以上の出勤停止)(課長通知)	
3.30	・組合職員に感染又は疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針(一部変更)(課長通知)	
4. 1	・組合主催のイベント等に関する基本的な考え方(中止又は延期を検討する) ・組合有施設の臨時休業等の方針 ・組合有施設の利用中止に伴う使用料・利用料(徴収しない)の取り扱い方針 ⇒ 適用期間延長(~4/30)の課長通知	
4. 3	第13回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4. 7	★特別措置法に基づく「緊急事態宣言」(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)	
4. 8	第14回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4.10	第15回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長) ・新型コロナウイルス感染症への対応強化(緊急事態宣言<7都府県>に伴う強化)(課長通知) ◆新型コロナウイルス感染症陽性者(圏域内1例目) 第16回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長) ●「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置(第1回会議) ⇒消防警備本部から移行 ・新型コロナウイルス対策の再徹底について(課長通知)	
4.11	第17回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4.12	第18回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4.14	・感染被害防止と安全確保の徹底(副管理者通知)	
4.15	・職員の公務出張及び私的旅行の自粛(課長通知)	
4.16	鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部情報連絡会議(消防局長) ●「新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第2回)」 ★特別措置法に基づく「緊急事態宣言」(全国に拡大) 特別警戒都道府県 13(埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、愛知、岐阜、京都) 第4回東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議 出席 ・鳥取市保健所と東部消防局との連携についてのフローチャート作成	
4.17	●「新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第3回)」 第19回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長) ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底強化(緊急事態宣言<全国>に伴う強化)(消防局長通知)	
4.18	◆新型コロナウイルス感染症陽性者(圏域内2例目)	
4.19	第20回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4.20	・感染被害防止と安全確保の徹底(副管理者通知)	・鳥取市保健所と感染患者移送について協議
4.21	・職員の公務出張及び私的旅行の制限等(課長通知) 第21回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4.24	第22回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(消防局長)	
4.27	・組合職員に感染又は疑いが確認されたとき等の職場としての対応方針(一部変更)(課長通知)	